

第3章 農道工

第1節 適用

3-1-1 適用

岡山県土木工事共通仕様書第10編道路編の規定によるものとする。

第2節 一般事項

3-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、岡山県土木工事共通仕様書第10編第1章第2節適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準によらなければならない。

- (1) 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」 農林水産省農村振興局